第五十七条第一号中「薬事法」の下に「第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法」を加える。

第五十八条中「規定により」を削り、「第三号の提出期限の十五日前までに左」を「次」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に、「左」を「次」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第六十二条中「第五十八条第五項」の下に「及び令第十条第三項」を加える。

第六十三条を次のように改める。

（交付の対象となる額の計算方法）

第六十三条　令第九条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　家畜　次に掲げる額（売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ　法第三十二条から第三十四条までの規定による禁止、停止又は制限（以下「特定移動制限等」という。）の期間において飼養される家畜（当該特定移動制限等に従わなかつた者が飼養するものを除く。以下「対象家畜」という。）のうち、当該特定移動制限等の対象となる区域内において飼養されるものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

ロ　特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先（当該特定移動制限等の期間前に当該対象家畜の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。）に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

ハ　特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び飼料費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

二　家畜の死体　次に掲げる額（通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ　特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となつたため、やむを得ず処分された対象家畜の死体に係る焼却等施設（焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。以下同じ。）までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

ロ　対象家畜の死体（イの死体に該当するものを除く。）であつて、特定移動制限等により当該死体を通常化製する化製場において化製することができなくなつたため、当該化製場以外の化製場において化製されたものに係る輸送費及び化製費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

三　物品（生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵をいう。以下この号において同じ。）次に掲げる額（売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ　対象家畜が生産した物品（以下「対象物品」という。）のうち、特定移動制限等の対象となる区域内において生産されたものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ロ　特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先（当該特定移動制限等の期間前に当該対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。）に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ハ　特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ニ　特定移動制限等により販売が困難となつたため、やむを得ず処分された対象物品に係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

第六十四条を第六十五条とし、第六十三条の次に次の一条を加える。

（補償の対象となる損失）

第六十四条　令第十条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。

別記様式第十六号から別記様式第十八号まで中「第三十六条」を「第三十九条」に改める。

別表第一中「第三十七条」を「第四十条」に改める。

（農業災害補償法施行規則の一部改正）

第二条　農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「陥つたとき」の下に「（家畜が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十六条第一項第一号の患畜若しくは同項第二号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第十七条の二第一項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。）」を加える。

第二十九条の五第一号中「（昭和二十六年法律第百六十六号）」を削る。

第二十九条の十一第一号中「牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラ」を「牛肺疫」に、「家畜伝染病の」を「牛肺疫の」に、「当該疾病」を「牛肺疫」に改める。

（動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令の一部改正）

第三条　動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和三十六年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「患畜又は疑似患畜」を「家畜」に改める。

（口蹄疫対策特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　口蹄疫対策特別措置法施行規則（平成二十二年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条から第七条までを削る。

第八条中「法第十七条」を「口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第十七条」に改め、同条を第一条とする。

第九条を削る。

第十条中「家畜伝染病予防法施行規則」の下に「（昭和二十六年農林省令第三十五号）」を加え、同条を第二条とする。